

東京拘置所の視察に関する質問事項（回答は→以降の部分）

■基本情報について

（１）死刑確定者の処遇規程の提出をお願いします。また、2010年以降変更されている点はあるか。変更がある場合、それはどのような理由で改められたのか。
→処遇規定は行政文書にあたるので開示請求をしてもらいたい。

（２）東京拘置所に、死刑確定者は５月末現在で何人いるか。
→５９名

（３）その中で、この１年間（期間は昨年、昨年度）に、弁護士や教誨師を含めて面会が一度もなかった人は何人いるか。
→個々の確定者の特定につながるため公開できない。

（４）その中で、この１年間に、弁護士や教誨師を除くと面会が一度もなかった人は何人いるか。
→個々の確定者の特定につながるため公開できない。

（５）死刑確定者の処遇を定めた新法施行（2005年６月）以降、東京拘置所で死刑確定者が自殺を図ったケースは何件あるか。
→個々の確定者の特定につながるため公開できない。

（６）それは施行以前と比べて増減の傾向を示しているか。
→統計なし
自殺防止のために巡回しており、発見したらすぐに措置を取る体制にしている。医師の診断をするよう対応している。夜間灯りをつけているが、減灯して眠れる程度にしている。

■意見交換における質問事項

（１）死刑確定者の外部交通について

ア 接見交通権について、東京拘置所はどのような判断基準で決めているのか。
→婚姻関係・親族・など法律上のものに従う。事前申請は手紙・面会を含めて行うもの。

イ 手紙発信の規則や運用はどのようになっているか。
特に、氏名の漢字が多少異なる表記を使用した場合に、すぐに返却になる場合があり、その判断が厳格すぎるのではないか。
また、移送になった場合や、一時的に別の施設へ移動した場合、返却となるが手紙の転送は行わないのか。
→そうした対応はしていない

- ウ 親族でも面会できなかった場合、本人の意思はどのように確認しているのか。
→申し出があった都度判断する。
- エ その本人が心神耗弱状態にあり意思疎通が難しい場合はどう対応しているのか。
→精神的状態にかかわらず接見交通権があれば手紙を渡す。なければ届いたことを伝える。面会人についても同様で、面会人がきていると伝える。面会できるかどうかは、その都度判断になる。会えるか会えないかは、面会所に来て申請をしてもらい、その判断となるので、来てもらうしかない。

(2) 医師等による診療体制について

- ア 内部の常勤の医師および看護師は何名いるか、何科の診療を受けることが可能か。
→医師 11 名、看護師 9 名。内科、外科、精神科、眼科、歯科。
- イ 外部の医療機関にて診療を受けることは可能か。その場合何科の診療か。
→可能。提携病院がある。
- ウ 医療刑務所へ移送される場合の判断基準はどういったものか。
→病状によって判断。医療刑務所での治療が必要かどうか。
- エ 診療に関し、本人の希望を受けることは可能か。
本人が希望を表明することが困難な状況の場合、所長の裁量により診療を受けることは可能か。
→必要性があれば、本人の希望で治療。本人の希望が不明でも、医師の判断によって治療を受ける。

(3) 死刑確定者の処遇について

- ア テレビ、ラジオは録音・録画以外に放映中のものを視聴できるのか。
→テレビはない。月 4 回、部屋で 2 時間から 3 時間、録画したものを視聴できる。
- イ DVD は死刑確定者の希望を元に準備しているのか、何枚程度視聴可能か。
→上記と同様、準備したリストからみたいものを選ぶ方法。
- ウ 請願作業の運用は、死刑確定者にも認められているか。
また、外部業者からの作業依頼はあるか。この場合の、作業賃料はいくらになり、死刑確定者以外の収容者で同作業をした場合は差額はあるのか。
→今は自己契約作業といい、業者と本人契約となる。いくらになるのかは拘置所は把握していない。差額はおそらくないのではないかと。
- エ 懲罰の種類と懲罰に該当するかどうかの判断基準は何を根拠にしているか。

→法によって定められている（刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律 151 条）戒告、作業の 10 日間停止など、動機・ 性質・施設への影響などの総合判断による。

オ 刑事施設視察委員会の意見・提案によって処遇改善が行われた部分があるが、これまで何割程度死刑確定者の要望を受け入れているか。

→視察委員会に届く意見は拘置所が直接把握できないため不明。たとえば時計を見えやすい位置につけるなど、対応をしている。

（４）死刑執行について

ア 死刑執行を行う担当刑務官は誰の任命により、どのような基準で決定するのか。

→厳格な部分なのでお答えできない。

イ 死刑執行後の刑務官の精神的ケアについてどのような制度があるか。

→回答を差し控える。

（５）アムネスティ調査について

今後、アムネスティ国際事務局の調査員が直接調査に入ることは可能か。

（例：死刑確定者・所長・刑務官とのインタビュー）

→一律そうした調査には応じていない。

（６）刑務官に対する人権研修について

刑務官に対する人権研修は実施しているか、またその内容についてはどのようなものか。

→ニーズは多い。たとえば障がい者の処遇をどうするか、差別をしたりしないようになど。

以上